愛国浄水場更新事業

業務要求水準書（案）に関する質問に対する回答書

平成 26 年８月２９日

釧路市上下水道部

本回答書は、平成２６年８月５日（火）から平成２６年８月１８日（月）までに受け付けた「愛国浄水場更新事業業務要求水準書（案）に関する質問」に対する回答を記載したものです。

質問の受付期間及び受付数は、以下のとおりです。

回答は、現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。詳細は、入札説明書等でご確認下さい。

受 付 期 間：平成２６年８月５日（火）から平成２６年８月１８日（月）午後５時まで

質問受付数：表－１参照

表－１　項目別の質問数

項　　目	質問数（件）
第１章　総則	１３
第２章　細則のうち２－１．調査業務	３
第２章　細則のうち２－２．設計業務	２６
第２章　細則のうち２－３．工事業務	７
第３章　土木建築工事	４
第４章　維持管理業務	１２
合　　計	６５

注）業務要求水準書の変更箇所は、次項のとおり。業務要求水準書（第１回変更版）を別途公表しますので確認下さい。

業務要求水準書　変更箇所一覧

項	対応箇所					対応
―	目次					第5章削除、別紙 19～21 を追加
2	第1章	2	(5)	②	表 1-2	設備台帳（電子データ）作成の内容訂正
5	第1章	2	(9)		表 1-5	設計及び工事期間を訂正
7	第1章	3	(3)			追加
9	第1章	4	(3)	②		作業用水量について追加
9	第1章	4	(3)	③		年間塩素注入日数を追加
12	第2章	1	(3)			藻類対策の提案を追加
13	第2章	2-1	(2)	②		別紙-21 を追記
13	第2章	2-1	(2)	④		「事業完成後」を「施設引渡後」に訂正
17	第2章	2-2	(2)	②		「水源」を「原水」に訂正
24	第2章	2-2	(10)	③	セ	文章一部削除
27	第2章	2-2	(11)	⑩	(ｳ)	文章一部削除
27	第2章	2-2	(11)	⑩	(ｴ)	pH 測定点を訂正
27	第2章	2-2	(11)	⑩	(ｺ)	SS 計を追加
27	第2章	2-2	(11)	⑩	(ｻ)	(ｺ)追加により訂正
28	第2章	2-2	(13)	⑩		小口径の定義を追加
28	第2章	2-2	(13)	⑫		パイパス管不要時の条件を追加
29	第2章	2-2	(13)	⑰		小口径の定義を追加
34	第2章	2-3	(2)	⑦	ア	削除
42	第3章	2	(5)	エ		駐車場条件を追記
44	第4章	(4)	①		表 4-1	保守点検範囲を変更
44	第4章	(4)	②	ア		「施設」を「設備」に訂正
44	第4章	(4)	②	ウ		記録の保存を追加
44	第4章	(4)	③			消耗品調達業務を追加
45	第4章	(4)	③		表 4-2	膜ろ過設備の項目を追加
46	第4章	(6)	④	エ		「濁度」を「SS」に訂正
47	第4章	(7)	②			追記
48	第5章					削除
―						別紙 19、20 追加

No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質　問	回　答
1	工事対象範囲 電気計装設備	2	第1章	1	(5)	①	ア	表1-1	新設施設/整備対象施設/電気計装設備に「場外系遠方監視設備を含む」とありますが、工事対象範囲としては中央監視設備として、既設浄水棟、送配水ポンプ棟の中央監視設備との信号取り合いをするという認識でよろしいでしょうか？	本工事には、既設浄水棟との信号取り合い、各場外系施設の既設テレメータ設備の更新、機能増設等は含みません。
2	整備対象外施設	2	第1章	2	(5)	①	表1-1		整備対象外施設（土木建築）の外構に「周囲のフェンス設置」「駐車場」とありますが 、1. 浄水場全体の周囲には既設フェンスがあるため、別紙-3の新浄水場建設予定地の周囲にフェンス設置の計画は不要との理解で宜しいでしょうか。 2. 同様に別紙-3の新浄水場建設予定地内に駐車場の計画は不要との理解で宜しいでしょうか。	以下の通りです。 1.フェンスについては、p42（5）9①アの記載のとおり変更する必要があると認められた場合に新設します。 2.駐車場は別紙-3の新浄水場建設予定地で確保します。ただし、浄水場建設予定地内での確保が困難な場合においては、既存の駐車場は数に入れないことを条件として、浄水場全体で新たな駐車場を確保し、ゾーニングは基本設計にて検討願います。
3	対象施設及び対象業務	3	第1章		(5)	②			表1-2本業務の概要における施設維持管理の概要について、「修繕業務、消耗品調達管理業務・・・」とありますが、消耗品調達管理業務については第4章で定義されていません。ここでいう消耗品とは、保守点検及び修繕業務に係る機器の消耗品という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	工事対象範囲 維持管理	3	第1章	1	(5)	②	エ	表1-2	維持管理/施設維持管理/設備台帳（電子データ作成）に「愛国浄水場設備及び場外系設備について設備台帳の作成」とありますが、43ページ、第4章/(3)設備台帳作成の内容と対象が異なりますがご教示願います。	43ページ、第4章/(3)設備台帳作成に記載の通りとし、新設施設、設備及び配管を対象とし、既設台帳システムへ取り込みする形で作成願う。 既設台帳システムの機能増設は本工事に含みません。
5	工事対象範囲	4	第1章	2	(5)				「表1-3 本事業の設計、工事対象範囲」において、土木建築の詳細設計、建設工事は事業者対象外です。 整備対象外施設の設計や施工の工程遅延などの影響で事業者範囲の工事に影響が発生した場合、工事着手の遅延等による費用増加は、市側でご負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
6	指針及び各種基準等、仕様書等	6	第1章	2	(10)	②③			「その時点において最新版を適用するものとする」とありますが、本入札日時点における最新版との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、設計期間中に変更になる場合には変更、費用負担について事業者との協議により決定する。
7	用語の定義（保守点検）	8	第1章	4	(1)				保守点検については、「点検マニュアルに基づき定期的に設備の異常の有無を判断すること。」とありますが、施設・設備の日常点検については、貴市職員殿が運転管理業務の中で実施されるという理解でよろしいでしょうか。	市側は監視制御システムによる設備・機器異常の監視及び運転状況の監視のみ行うものとし、設備・機器の機能を保持するための現場パトロール等の点検は必要に応じて事業者側にて実施するものとする。（頻度等については事業者提案による） なお、市と事業者の責任所掌は、維持管理契約書（案）にて提示します。
8	用語の定義（保守点検）	8	第1章	4	(1)				保守点検については、「点検マニュアルに基づき定期的に設備の異常の有無を判断すること。」とありますが、保守点検の頻度等については民間提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
9	アンモニア性窒素対策	9	第1章	4	(3)	③	ウ		「pH値については、既設導水ポンプ場にてアンモニア性窒素対策として塩素注入を行う場合には、浄水池流出側での結合塩素対策として7.5(最大7.6)を目標とする」とあります。 薬品費用算出のため、既設導水ポンプ場にて塩素注入を行う年間の日数をご教示ください。	アンモニア性窒素対策としての導水ポンプ場による次亜塩注入日数は年間20日程度です（pH7.5対応）。 なお、現状では、藻類対策として、導水ポンプ場にて次亜塩注入を年間150日程度行っていますが（pH7.0対応）、新浄水場に対して藻類対策としての次亜塩素注入の要否等について事業者提案して頂き、提案を踏まえて当市にて次亜塩素注入の要否を決定します。
10	浄水pH	9	第1章	4	(3)	③	ウ		「pH値については、平均7.0（最小6.8）を目標とするが、既設導水ポンプ場にてアンモニア性窒素対策として塩素注入を行う場合には、浄水池流出側での結合塩素対策として7.5(最大7.6)を目標とする」とあります。 平均7.0とはアンモニア対策の塩素注入時（pH7.5目標）を除く期間の平均値との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	質問項目 （タイトル）	頁	対応箇所						質　問	回　答
11	平均処理水量、最小処理水量	9	第1章	4	(3)	①			「計画処理水量は・・・計画1日最大給水量に浄水処理過程における作業用水等(10%)を加えたものとする」とあります。 計画平均処理水量及び計画最小処理水量の記載はありませんが、計画平均給水量(55,400m^3/日)及び計画最小給水量(30,000m^3/日)にそれぞれ10%加えた水量としてよろしいでしょうか。	実運用での、計画平均、計画最小での作業用水等は10%と固定せず、事業者提案（設定）によります。
12	最大水量の変更について	9	第1章	4	(3)	①			「今後の認可申請、国庫補助申請により計画1日最大給水量が変更となった場合には、当市と事業者の協議により計画値を適宜見直す」とあります。 計画1日最大給水量が変更になった場合、設計のやり直しが必要になることが考えられます。その場合、水量変更に伴う設計のやり直しの費用については、市のご負担（契約金額の変更）と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、変更費用については、事業者との協議にて決定します。
13	原水水質および目標水質	10	第1章	4	(3)	③			「表1-8 処理目標水質」に示されている21.塩素酸から31.ホルムアルデヒドまでの項目につきまして、原水引き渡し条件が記入されていない一方、浄水水質要求水準には示されています。 既設導水ポンプ場にて塩素注入される場合、原水引き渡し時には21から31の水質項目も検出されます。またその濃度は事業者の責任外で浄水水質を超過する可能性があります。 これらから判断して、浄水水質　要求水準に示されている21から31の水質項目は原水からの増加分と判断してよろしいでしょうか。	既設導水ポンプ場での塩素注入状況の中で実証実験を行い、実証実験結果、及び過去の実績を踏まえ要求水準を設定していることから、原水の増加分ではなく絶対値としての浄水水質要求水準値です。 ただし、将来的な原水水質の変化によっては要求水準を超える可能性があるため、要求水準値を超過したことが分かった時点で、事業者と協議を行い対応を決定します。
14	調査業務	13	第2章	1	(2)	②			「調査業務」につきまして、 各調査は基本設計ができる範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、調査結果は詳細設計でも利用します。
15	調査業務	13	第2章	2-1	(2)	①			「周辺環境調査を適切な方法により実施し、必要かつ適切な対策を講じること」とあります。 「調査業務」につきまして、調査する内容は、事業者範囲と認識しますが、周辺環境への騒音及び振動など、土木建築の施工内容等による責任は事業者範囲外と認識します。 また、調査の結果による土木建築詳細設計・施工への影響についても事業者の責任範囲外と認識します。	ご理解の通りです。 ただし、騒音と振動はその発生源がDBM範囲の機器に起因する場合には、土木建築設計者及び施工業者との協議により、基準に納まるようにする必要がある。
16	指導員	13	第2章	2-1	(2)	④			「事業完成後、1年の間、指導員を市内に駐在させること」とあります。 事業完成とは設計・施工終了後(平成33年3月予定)から1年間との認識でよろしいでしょうか。 また、業務の範囲や人数は事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
17	各種申請書類等の作成補助	14	第2章	2-2	(1)	ウ			「設計及び施工に必要な各種申請書類の作成、関係機関との協議を行い、会計検査用の資料作成」とありますが、土木建築工事にかかる各種申請書類の作成、関係機関との協議、会計検査用の補助資料作成は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
18	設計条件	17	第2章	2-2	(2)	①			「別紙4に示す原水水質の実績を踏まえ、目標浄水水質条件を達成させる」とあります。 原水などの前提条件の変更（変動）、最大値の発生頻度など未確定条件などについては、都度、協議により進めるということでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 設計見直し作業、仕様見直し、LCCなどについて、提案時と差異がある場合は協議の上、負担額など見直します。

No.	質問項目（タイトル）	頁	対応箇所						質　問	回　答
19	実験	17	第2章	2-2	(2)	②			「各設計における諸言については、愛国浄水場の水源を用いた一年以上の実験結果を提示すること」とあります。 「愛国浄水場の水源」は「愛国浄水場の原水」の誤記との認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	設計共通事項	17	第2章	2-2	(2)	④			水道機材の規格はJWWA規格を採用する。JWWAに規定されていない場合はJIS規格とする。とありますが、設計上、施工上等で必要性や何らかの優位性がある場合は、必ずしもJWWA規格に制限されず、提案可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	排水先	17	第2章	2-2	(2)	⑦			「管廊等の排水」について、排水先は、下水放流でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 汚水系統に放流します。
22	膜の寿命	19	第2章	2-2	（6）	①			膜の寿命の定義とは、膜自身が損傷せず、或いは損傷しても補修が可能で、かつ所定の条件で設計水量が確保できる能力が維持できる状態の期間との理解でよろしいでしょうか？また、その理解でよい場合、19年目、20年目に薬品洗浄の頻度を増やすことで、寿命を維持するということは可能と考えてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。 ただし、薬品・廃液処理も含めた維持管理費用は契約により設定されたものが上限となります。
23	膜ろ過設備設計	19	第2章	2-2	(6)	③			「1系列停止時、並びに膜の物理洗浄・・・・・・・・にて当該膜ろ過設備が停止した場合にも、設計膜ろ過流束にて・・・・・・システムとすること。」とあります。 洗浄や膜交換などにより膜ろ過装置が停止した場合においても『計画処理水量』を『設計膜ろ過流束』を超過せずに運転する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 主機単品の故障により、ろ過継続できなくなる系列が発生した場合でも、膜ろ過流束を変更せずに計画処理水量をろ過できる膜面積を有していればよろしいです。
24	配管材質	19	第2章	2-2	(6)	⑥			「膜ろ過設備廻りの配管は配管用ステンレス鋼鋼管とすること」とあります。 水配管のみとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
25	膜ろ過設備設計	19	第2章	2-2	（6）	⑪			「薬品洗浄、薬品添加逆流洗浄については、物理洗浄とあわせて洗浄計画（洗浄要領、頻度等）を提案すること」とありますが、洗浄計画とは、第4章　維持管理業務（6）膜設備の薬品洗浄業務①に記載の事項を指すと考えてよろしいでしょうか？	ここでの洗浄計画とは、薬品洗浄以外の物理洗浄、薬品添加逆流洗浄等各洗浄におけるサイクル・強度・時間等の設定計画等も含まれます。
26	薬品洗浄排水	20	第2章	2-2	（8）	②			表2-4の下部に、「既存施設に薬品洗浄廃液の排水を認めない」とありますが、薬品洗浄時に発生する「リンス水」は、適切な処理の後であれば、既存施設で処理する（受け入れる）ことが可能との理解でよろしいでしょうか？	リンス水（＝薬品洗浄後のすすぎ水）の既存排水処理施設への受入は不可とします。 リンス水は、排水基準値内に納まるように適切な処理後は、公共下水道（汚水）への排水は可能です。
27	場外の定義	20	第2章	2-2	(8)	③			「場外へ排水する場合の排水基準」につきまして、「雨水系」と「汚水系」とあります。 「場外」のうち雨水系とは雨水管を通じた環境水域放流、汚水系とは下水処理場への放流を示したものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
28	汚水系排水量	20	第2章	2-2	(8)	⑤			「汚水系に水処理プラント設備排水を排水する場合の最大排水量は0.00109m3/秒（既設浄水場からの排水を除いた排水量）を上限」とあります。 瞬間流量最大「0.00109m3/秒」の制約理由を御教示下さい。また、瞬間最大排水量を増量する手段はございませんか。	制約理由は場外の公共下水道汚水管能力によります。 また、増量手段はありません。
29	浄水池	23	第2章	2-2	(9)	③			浄水池につきまして「水槽内部に堰を設ける」とあります。 浄水池全体で計画処理水量の1時間分との理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。 ただし、「水槽内部に堰を設ける等」の趣旨としては、送水に関係なく必ず、洗浄用水を確保するための細工を施すことを想定しています。

No.	質問項目（タイトル）	頁	対応箇所						質　問	回　答
30	アンモニア対策の塩素注入	24	第2章	2-2	(10)	③	セ		「既設導水ポンプ場でのアンモニア性窒素処理が不足した場合に備え、前塩素の配管を設置し、自動注入できるシステムとする」とあります。 処理不足に対応すべき前塩素注入ポンプの仕様検討のため、必要な前塩素注入率についてご教示願います。 中塩素注入ポンプの予備機使用も可、とありますので、中塩素注入ポンプと同等仕様を想定しておけばよろしいですか。	前塩素は要求水準書p9のアンモニア性窒素の最大0.25mg/Lを不連続点処理するために必要な注入率であり、中塩素注入ポンプと同様かどうかは事業者提案による。
31	アンモニア対策の塩素注入	24	第2章	2-2	(10)	③	セ		『自動注入できるシステム』とありますが、本対応は非常時の対応と想定されますので、自動注入でなく前塩素の注入判断など『手動注入』を基本とさせていただくことはできませんか。または自動・手動を含めて運転方法は事業者提案とさせていただけませんか。	ご理解の通りです。 注入の要否判断と注入率の設定はオペレータが行うことが前提で、注入後は原水比例注入が可能であれば結構です。
32	塩素酸	24	第2章	2-2	(10)	③	ソ		「次亜塩素酸ナトリウム溶液の注入にあたっては、塩素酸の基準値を遵守する」とあります。 保管環境、使用材料には十分配慮した設計を行いますが、導水で注入された塩素に付随する塩素酸も計測されることが想定されます。 あくまで浄水場内での塩素酸の増加分として「表1-8 処理目標水質(浄水水質要求水準)」に示されている0.11mg/Lを遵守するということでよろしいでしょうか。	既設導水ポンプ場での塩素注入状況の中で実証実験を行い、実証実験結果及び過去の実績を踏まえ要求水準を設定していることから、原水の増加分ではなく絶対値としての浄水水質要求水準値です。 ただし、将来的な原水水質の変化によっては要求水準を超える可能性があるため、要求水準値を超過したことが分かった時点で、事業者と協議を行い対応を決定します。
33	流量計	26	第2章	2-2	(11)	⑩	ア	(ア)	流量計につきまして「合計値についても測定可能とすること」とあります。 加算や減算により流量を算出できる場合は削除してもよろしいですか。	加算の場合に限り可とします。（減算は不可）
34	中央監視制御設備 監視用カメラ	26	第2章	2-2	(11)	⑨	エ		「ITVカメラ監視は新愛国浄水場構内の監視において死角ができないように設置すること」とありますが、想定台数をご教示願います。	カメラ台数、設置位置は事業者の提案として、最終的には、当市と協議し決定しますが、現時点の想定は次の通り。 ・室内カメラ：薬注室、水処理、発電機室、ポンプ室、電気室等の主要機器及び部屋全体が見渡しできる位置に設置（各室1～2台程度） ・屋外ｶﾒﾗは各門扉、玄関及び全体が見渡せる位置で侵入者の監視を目的として設置（3～4台程度）
35	濁度計	27	第2章	2-2	(11)	⑩	ア	(ウ)	「膜洗浄排水及び除マンガン設備洗浄排水の濁度についても測定可能とすること」とあります。 「表2-5(2)釧路市の排水基準(雨水)、表2-6釧路市の排水基準(汚水)」での排水基準中の項目は濁度でなく浮遊物質量(SS)であるため、排水の測定については濁度計ではなくSS計でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
36	pH計	27	第2章	2-2	(11)	⑩	ア	(エ)	「原水、酸剤注入前、アルカリ剤注入前及び浄水のPHを連続して測定」とあります。 原水と酸剤注入前はほぼ同じ水質です。事業者提案である薬品注入点に応じて適宜設置し、その内容を提案書に記載、としてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
37	室内配管	28	第2章	2-2	(13)	⑩			室内配管におきまして「小口径の付帯配管に設置されるものはこの限りではない」とあります。 「小口径」とは350A以下との認識でよろしいでしょうか。	75A未満相当とご理解ください。
38	流量計のバイパス	28	第2章	2-2	(13)	⑫			「流量計を設ける場合は必ずバイパス管を設けること」とあります。 複数系列において、流量計始め機器故障時はその系列を停止させる(流量計バイパス管を使うことのない)システムの場合にはバイパス管不要とのことでよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	質問項目（タイトル）	頁	対応箇所						質　問	回　答
41	水質試験室	29	第2章	2-2	（14）				別紙13の（2）下段の「特殊ガスボンベ室」の整備区分の中で、「ガス」が市とありますが、これはガス以外のボンベ等を事業者側で準備するということでしょうか？	備考に記載の通り、ガスボンベ本体は市で、仕様にあるこれ以外は事業者で準備。
39	完成検査	29	第2章	2-2	（17）				完成検査につきまして、「詳細は当市の指示に従うこと」とあります。 内容については事前に協議をさせていただくと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
40	設計図書提出	29	第2章	2-2	（18）				設計図書の提出につきまして、「仕様・部数及び様式等は、当市の指示に従うこと」とあります。 内容については事前に協議をさせていただくと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
42	工事費概算内訳書	30	第2章	2-2	（18）				「表2-9 提出する設計図書(2)」におきまして、土木建築等の工事費概算内訳書があります。 単価は事業者単価でよろしいでしょうか。	提出資料は、受注後の基本設計の成果品であり、単価は、公表単価、公表歩掛、当市指定単価、及び見積を基本とします。 事業者単価を用いる場合には、妥当性について当市と協議の上用いることとします。
43	試運転	33	第2章	2-3	（2）	④			試運転につきまして、「既存施設は通常どおり稼働中であるため、愛国浄水場の運転管理に支障がないように試運転を行い」とあります。 試運転時に使用できる水量をお教えください。	提案においては最大78,000m3/日としますが、既存施設の処理量に左右される為、詳細は別途協議となります。
44	試運転	33	第2章	2-3	（2）	④			試運転につきまして、計画立案につき使用する原水の受領可能な時間帯は8時間程度／日との考えでよろしいでしょうか。	提案においては最大24h/日としますが、水量とのバランスによる為、詳細は別途協議となります。
45	試運転	33	第2章	2-3	（2）	④			試運転につきまして、試運転の性格上、断続運転による設備立ち上げとなります。新設設備への原水流入量コントロール（弁操作など）は市側範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りですが、当市の指示のもと作業を事業者に依頼することはあります。
46	試運転	33	第2章	2-3	（2）	④			試運転につきまして、試運転にて発生する排水については要求水準書（案）表2-4の範囲内の排水も含めすべて既設排水設備に排水できるものと理解してよろしいでしょうか。	表2-4の条件内（ただし、水量は既存施設からの排水量を減じた量を上限とする）であれば可。 また、薬品洗浄排水は不可とする。
47	試運転	33	第2章	2-3	（2）	④			試運転について、計画取水量78,968m3/日より水負荷運転を行うには水量が不足することが考えられます。その場合、受け入れられる原水量とは別に処理水を原水に戻すなどし試運転用水を確保する必要がある、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
48	試運転	33	第2章	2-3	（2）	④			試運転完了後の旧設備から新設備への切り替え（配水池貯水用水製造等）については市指示のもと実施するものと理解してよろしいでしょうか。切り替えにかかる費用（水製造費用）は別途請求事項と考えます。	ご理解の通りです。
49	工事期間中の対応	34	第2章	2-3	（2）	⑦	ア		「建築基準法第5条の4第2項に準拠した工事監理者を定め、工事監理を行うこと」とありますが、本事業には土木建築工事は含まれないため工事監理の実施は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	質問項目（タイトル）	頁	対応箇所						質　問	回　答
50	土木建築工事要求水準・共通事項	35	第3章	2	(1)	⑤			「浄水場全体の避雷対策を行うこと」とありますが、別紙-3新浄水場建設予定地内の土木構造物を除く管理用建物のみとの理解で宜しいでしょうか。 加えて、これは建築基準法に基づく高さ20mを超える建築物ではなく、20m以下の建築構造物を含むという理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
51	土木建築工事要求水準・共通事項	35	第3章	2	(1)	⑦			「防水扉等防水処理を施すこと」とありますがセミエアタイトドア同等の性能を有するものとの理解で宜しいでしょうか。	GL＋4mの水圧に耐えられることを前提として、防水扉、脱着式の防水板を原則とします。
52	排水設備	41	第3章	2	(4)	⑩	イ		排水設備につきまして、「既設の接続点までを事業範囲とする」とあります。 既設の接続点について、現地説明会のときにご教示願います。	現地説明会の際に説明します。
53	外構・緑化、道路等	42	第3章	2	(5)	②	エ		「駐車場（公用車×4台分、一般車×30台以上）を設けること」とありますが、これは浄水場全体で確保されていればよい（換言すれば別紙-3の新浄水場建設予定地内においてすべてを確保する必要はない）との理解で宜しいでしょうか。 また駐輪場の設置は不要との理解で宜しいでしょうか。	駐車場は別紙-3の新浄水場建設予定地で確保します。ただし、浄水場建設予定地内での確保が困難な場合においては、既存の駐車場は数に入れないことを条件として、浄水場全体で新たな駐車場を確保し、ゾーニングは基本設計にて検討願います。 駐輪場はご理解の通りです。
54	薬品調達	43	第4章						維持管理業務において、「水処理用薬品調達管理業務」があり、「実験及び試運転等で得た知見をもとに・・・薬品の注入率を示したものとすること」とあります。 事業者が指導員を市内に常駐させる事業完成後1年間の以降の運転において、薬品注入率等を貴市管理において変更した場合、想定した薬品の調達量と差異が生じる場合があります。その場合の薬品費の増加分は貴市のご負担との理解でよろしいでしょうか。	増加の原因が、原水水質の引渡条件範囲外となったことに起因する場合には、ご理解の通りです。 原水水質の引渡条件範囲内の場合にもかかわらず、想定した薬品注入率で要求水質を達成できないことに起因する場合は、維持管理契約に基づいた対応となります。
55	維持管理業務	43	第4章						本業務で想定されている、要員と出勤頻度はどの程度でしょうか？緊急時を含めた修繕のためには、基本的に「常駐」をイメージされておりますでしょうか？	要員と出勤頻度は事業者の提案による。 浄水場での常駐ではなく、実施方針で示した事業スキームのとおり、当市内に維持監理業務を担う事業会社を設立し対応することを念頭にしていますが、事業者提案にて常駐が必要な場合には常駐願います。
56	保守点検および修繕業務の範囲	44	第4章	(4)	②	表4-1			「表4-1 保守点検および修繕業務の範囲」につきまして、除マンガン設備と浄水池が対象外となっております。 弁類等付属機器を含め対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通り、除マンガン設備と浄水池に係る水処理プラント機械設備の保守点検及び修繕は対象外です。
57	修繕業務	44	第4章		(4)	②	ア		保守点検結果より、施設の機能を継続的に保持するために整備、部品交換を行うこと（本体更新除く）とありますが、維持管理業務期間内(20年間）に更新となる機器の扱いについてご教示願います。	機器更新に関する費用は本事業には含みません。 （7）各種計画策定業務にて事業者から提出される保守点検計画、修繕計画、本体交換計画をもとに、当市にて機器更新計画を策定し、更新工事を別途発注します。 ただし、更新された機器に対しては、更新前の機器と同等の保守点検及び修繕業務が適用されますが、機器の変更による保守点検、修繕費用の変更については、事業者との協議により決定します。
58	修繕業務	44	第4章		(4)	②	イ		修繕計画に基づき、機器の消耗品、部品は計画的に交換を行いとありますが、消耗品、部品交換の追加、頻度が増加した場合の扱いについてご教示願います。	修繕計画は機器の安定稼動の維持が目的であり、事業者提案に基づく適正な運用、部品・本体交換を実施している機器については交換部品の追加、交換頻度の増加が発生した場合も本事業に含まれます。 ただし、次の場合においては事業者との協議により修繕費用について協議を行い決定します。 1.本体更新の仕様変更による場合 2.事業者提案による部品・本体交換を当市の判断で実施しなかった場合 3.天災、人的過失など不可抗力による場合

No.	質問項目（タイトル）	頁	対応箇所						質　問	回　答
59	膜ろ過設備の保守点検	45	第4章						表4-2 膜ろ過設備の保守点検には、膜モジュールおよび水質計器等は含まれておりませんが、これは濁度や流量・圧力等は貴市にて点検をされるという理解でよろしいでしょうか？	濁度・流量・圧力などの監視項目は、中央監視で市のオペレータが日常の監視を行うことになります。その他必要なものは第4章（4）①イの通り、事業者策定の保守点検マニュアルに基づき、定期的に事業者が行うものとします。膜モジュール、水質計器についても同様に、事業者提案とします。
60	撹拌機類の保守点検	45	第4章						表4-2 撹拌機類の保守点検項目で、「モーター等の交換」がありますが、モーターは消耗部品ではなく、「機器更新」に近いと理解します。同表のポンプ類につきましても、モータの記載はないために、誤記と理解してよろしいでしょうか？	「機器更新」とは、撹拌軸、攪拌翼・台座を含んだ更新と考え、「モーター等の交換」とは、汎用小型電動機や、減速機等の交換を指します。第4章（4）②ウの通り、修繕計画は事業者提案とします。
61	水処理用薬品調達管理業務	46	第4章		(5)		ア		「･･･その調達、受入作業、貯留管理を行うこと。」とありますが、貯留管理については日々の使用量・残量報告を求めるものではなく、市の運転に支障をきたさないよう適切に残量管理をすることという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
62	薬品洗浄業務	46	第4章		（6）	①	ア		薬品洗浄に関わる実験の根拠を示すとありますが、薬品洗浄に関しては事業者側のノウハウによるところが大きいと理解します。ここで示す、薬品洗浄の実験等の根拠とは、一般的な原水（或いは今回原水）の水質の場合の①薬品種類と②薬品濃度、③洗浄時間との理解でよろしいでしょうか？	薬品洗浄の実験等の根拠とは、原則、愛国浄水場原水又は同等な原水をさし、①薬品洗浄頻度、②薬品種類、③薬品濃度、④洗浄時間とご理解下さい。
63	廃液処理	46	第4章		(6)	④	エ		薬品洗浄廃液の分析項目や頻度は事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、最終的には放流先の下水道管理者との協議により決定されます。
64	その他費用負担	47	第4章		(6)	⑦			「次に示す業務については、事業者側の負担とする」とありますが、負担の方法については、メータ等を取り付けたうえで、市へ使用電力量及び排水量に応じた対価を支払うという理解でよろしいでしょうか。 また、その場合、算出根拠となる電力量単価および下水道単価をご教示ください。	支払い方法についてはご理解のとおりです。 ・電力量単価 16.14円/kwh（H26年10月見込み） ※ただし、今後の値上げ等による電力単価変更の際は別途協議による ・下水道単価については、当市下水道使用料をホームページにて確認願います。 （http://www.city.kushiro.lg.jp/kurashi/suidou/ryoukin/0002.html）
65	指導・助言業務	47	第4章		(8)				水処理に係る指導・助言業務が定められていますが、ここでいう指導・助言業務とは要求水準書（案）p.13 (2)④にある「指導員」に求める業務内容という理解でよろしいでしょうか。	P.13の「指導員」は完成後1年間の業務ですが、ここでいう指導・助言業務は事業期間中（20年間）の業務を指します。業務内容は要求水準書の通り。 頻度、指導・助言方法は事業者の提案による。